

公益財団法人福島市振興公社寄附金規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人福島市振興公社（以下「公社」という。）が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(寄附金の定義)

第2条 この規程における寄附金とは、公社が実施する公益目的事業を財政的に支援する目的で寄附される金銭等であり、この寄附金を公益目的事業寄附金（以下「寄附金」という。）という。

(公益目的事業寄附金)

第3条 寄附金は常時受け付けるとともに、必要に応じ、公募等により募集することができる。

2 寄附金は、「公益社団法人及び公益財団法人認定等に関する法律」に基づき認定を受けた公益目的事業のいずれかの経費等に使用するものとする。ただし、寄附者が公益目的事業のいずれかに用途を特定して寄附する場合は、特定された事業のみに寄附金を使用するものとする。

3 寄附金額は、定めないものとする。ただし、公募する場合は1口当たりの金額を定めることができる。

(寄附受入れの制限)

第4条 公社は寄附金が次の各号のいずれかに該当するとき又はそのおそれがあるときは、その寄附を受け入れることができない。

- (1) 第3条第2項以外に、寄附に条件が付されている場合
- (2) 社会通念上寄附を受け入れることが不当と認められる場合
- (3) 理事長が、寄附の受入れを認めない場合

2 また、受入後に前項各号のいずれかに該当することが判明した場合、寄附金を返還するものとする。

(寄附募集に関する禁止行為)

第5条 公社の理事、若しくは監事又は代理人、職員は、寄附の募集に関して、「公益社団法人及び公益財団法人認定等に関する法律」第17条に定められている次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 寄附の勧誘又は要求を受け、寄附をしない旨の意思表示をした者に対し、寄附の勧誘又は要求を継続すること。
- (2) 粗野若しくは乱暴な言動を交えて、又は迷惑を覚えさせるような方法で、寄附の勧誘または要求すること。
- (3) 寄附をする財産の用途について誤認させるおそれのある行為をすること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、寄附の勧誘もしくは要求を受けたものまたは寄附者の利益を不当に害するおそれがある行為をすること。

(申し込みの受付)

第6条 寄附の申し込みは、次に掲げる事項を記載した寄附申込書(様式第1号)により受け付けるものとする。ただし、書面等により必要事項が確認でき、理事長が認める場合はこの限りではない。

- (1) 寄附者の名称及び主たる事業所の所在地並びに代表者氏名(個人にあつては氏名及び住所)
- (2) 寄附金額
- (3) 寄附金の使途(寄附者が使途を特定する場合限る)
- (4) その他参考となる事項

(受領書等の送付)

第7条 寄附金を受領したときは、遅滞なく公社所定の領収証書を送付するものとする。

2 領収証書には、公益目的事業にかかる寄附金である旨、寄附金額、受領年月日、住所及び氏名を記載するものとする。

(出納責任者)

第8条 出納責任者は、事務局長とする。

(寄附金にかかる結果報告)

第9条 公社は、毎事業年度終了後、寄附金の総額、使途その他必要事項を記載した報告書をホームページに公開するものとする。

(個人情報保護)

第10条 寄附金に関する個人情報については、別に定める個人情報保護規定に基づき取り扱うものとする。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、受領する寄附金に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この規程は、平成29年6月1日より施行する。

寄附申込書

平成 年 月 日

公益財団法人福島市振興公社 理事長 宛て

金額 金 _____ 円

上記金額を貴団体の公益目的事業の経費等に使用するため寄附します。

寄附者

(ふりがな)

御芳名（法人等団体様の場合は、代表者の役職・ご芳名をご記入ください。）

御団体名（個人様の場合は、ご記入は不要です。）

御住所

御連絡先

電話番号 _____

担当者名 _____

(法人等の団体様は、担当者のご芳名・電話番号を記入ください。)

通信欄（寄附金の用途を特定する場合にご記入ください。）

◎氏名、法人名の公開（次のいずれかにレ点をつけてください。）

当社のホームページ等へ寄附者の氏名を記載することについて

承諾します。 承諾しません。